

政令第 号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号

）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月二十四日とする。

理由

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。